第五条第四項第二号ロ	ロ　特定納付費用額のうちイに規定する給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金があるときは、特定納付費用額に相当する額から前期高齢者交付金相当額を控除した額を控除した千分の百六十四）に係る特定割合
	ロ　特定納付費用額のうちイに規定する給付費割合を乗じて得た額を除いた額（前期高齢者交付金があるときは、特定納付費用額に相当する額から前期高齢者交付金相当額を控除した額を控除した千分の百六十四）に係る特定割合

(1)　給付費相当額控除後特定納付費用額のうち、組合特定被保険者の大臣が定める組合の被保険者一人当たり平均的な保険給付費の額に相当する額を控除した額を超え、かつ、当該組合の被保険者一人当たり平均的な保険給付費の額に相当する額に二分の一を乗じて得た額を控除した額に係る特定割合　千分の百六十四

(2)　給付費相当額控除後特定納付費用額のうち(1)に規定する二分の一を乗じて得た額を除いた額に係る特定割合　千分の百六十四

（前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の二第一項中「この条において同じ」を「同じ」に改め、「第二号に掲げる額」の下に「（特定健康保険組合」を、「特定健康保険組合」の下に「をいう。以下同じ。）」を加え、同項第三号中「第三項において」を「以下」に改め、同条第二項中「をいう」の下に「。以下同じ」を加え、同条の次に次の二条を加える。

（平成二十七年度の被用者保険等保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金額の算定の特例）

第四条の三　平成二十七年度の被用者保険等保険者に係る第二十五条の三第一項第二号の調整前確定後期高齢者支援金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額（特定健康保険組合にあっては、第一号から第三号までに掲げる額）の合計額とする。

一　平成二十七年度における当該被用者保険等保険者に係る第二十五条の三第二項の規定により算定される調整前確定後期高齢者支援金の額（以下この条において「調整前確定加入者割後期高齢者支援金額」という。）に二分の一を乗じて得た額

二　調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額

三　特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に二分の一を乗じて得た額

2　前項第二号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、平成二十七年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に法附則第十四条の八第二項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3　第一項第三号の特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に、法附則第十四条の八第三項に規定する率を乗じて得た額とする。

（平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る調整前確定後期高齢者支援金額の算定の特例）

第四条の四　平成二十八年度の被用者保険等保険者に係る第二十五条の三第一項第二号の調整前確定後期高齢者支援金の額は、同条第二項の規定にかかわらず、第一号及び第二号に掲げる額（特定健康保険組合にあっては、第一号から第三号までに掲げる額）の合計額とする。

一　平成二十八年度における当該被用者保険等保険者に係る第二十五条の三第二項の規定により算定される調整前確定後期高齢者支援金の額（以下この条において「調整前確定加入者割後期高齢者支援金額」という。）に三分の一を乗じて得た額

二　調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額

三　特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に三分の二を乗じて得た額

2　前項第二号の調整前確定総報酬割後期高齢者支援金額は、平成二十八年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に法附則第十四条の十第二項の支援金確定拠出率を乗じて得た額とする。

3　第一項第三号の特例退職被保険者等に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額は、当該特定健康保険組合に係る調整前確定加入者割後期高齢者支援金額に、法附則第十四条の十第三項に規定する率を乗じて得た額とする。

（健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第三条　健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成二十年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第四項中「から平成二十九年度までの間」を削り、「並びに同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百五十三条、第百五十四条、」を「、同法附則第五条の二の規定により読み替えられた、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法第百五十三条第二項の規定、同法附則第五条の規定により読み替えられた同法第百五十四条第二項の規定、同法附則第四条の四の規定により読み替えられた同法」に改め、「第百七十六条の規定」の下に「並びに同法附則第五条の四の規定」を加え、同項の表第百五十三条第二項の項中「及び同法」、「附則第七条第一項に規定する」及び「、同法」を削り、「除く。）及び」を「除く。）、」に改め、同表に次のように加える。